

2022年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者入試C日程 試験問題

民法法系（民法、民事訴訟法、商法）

＜解答上の注意＞

1. この問題冊子は、この表紙を含め4枚である。
2. 問題は、問題1～問題3までである（さらに小問がある）。配点は、問題1が80点、問題2が35点、問題3が35点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、3枚が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民法法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題1】 次の [問1] および [問2] に答えなさい。解答の冒頭に「問題1」と記入すること。

[問1] (60点)

以下の [事実] (1) から (7) を前提として、下記の [問い] に解答しなさい。

[事実]

- (1) Aは、2008年に夫と死別して以降、岡山市内の自宅で1人暮らしをしていた。Aの自宅の近くにはAの娘であるBが住んでおり、Bは定期的にAの様子を見に行っていた。Aは、2009年頃から病が急に進行して、判断能力が衰えていった。そこでBは、2010年4月1日に、家庭裁判所に対し、Aについて後見開始の審判の申立てをした。家庭裁判所は、2010年5月1日付けでAについて後見開始の審判をし、Bが後見人に選任された。
- (2) Aは、1990年に岡山市内にある甲土地を購入し、2010年8月1日時点でも甲土地を所有しており、不動産登記簿上も、甲土地についてAを所有者とする登記がなされていた。
- (3) 2010年8月1日、Aは、旧友のCに頼まれて、甲土地をCに贈与する旨の契約（以下「本件贈与契約」という。）をCとの間で締結した。その際には、AC間で贈与契約書が作成された。同日、Aは、本件贈与契約に基づき、甲土地をCに引き渡した。もっとも、甲土地について、AからCへの所有権移転登記手続は行われなかった。また、本件贈与契約を締結する際に、Cは、Aについて後見開始の審判がなされていることを知らなかった。
- (4) 2010年10月1日、甲土地について、Cを売主、Dを買主、代金を800万円とする売買契約（以下「本件売買契約①」という。）が、CD間で締結された。同日、本件売買契約①に基づいて、DがCに800万円を支払い、CがDに甲土地を引渡した。本件売買契約①を締結する際に、Dは、Cから、AC間の贈与契約書を見せてもらった。Dは、2010年10月1日に甲土地にアスファルト舗装を施したうえで、同日より現在に至るまでの間、甲土地を駐車場として使用し続けている。
- (5) 2019年8月1日、Bは、AC間で本件贈与契約が締結されていたことを知り、Cに対して本件贈与契約を取り消す旨の意思表示を行った。
- (6) 2019年9月1日、Bは「A代理人B」と名乗って、Eとの間で、甲土地について、Aを売主、Eを買主、代金を1000万円とする売買契約（以下「本件売買契約②」という。）を締結した。同日、Eは売買代金1000万円をAの預金口座に振り込む方法で支払い、Aの代理人としてのBとEとが共同して、甲土地について、本件売買契約②を原因とするAからEへの所有権移転登記の申請を行った。そして、2019年9月10日、甲土地について、AからEへの所有権移転登記が行われた。
- (7) 現在は、2021年9月1日である。

[問い]

2021年9月1日現在、EはDに対して、甲土地の明け渡しを求めることができるか。Eの請求の根拠と、想定されるDの反論を明らかにしつつ論じなさい。

[問2] (20点)

保証債務の付従性とは、どのようなものであるかについて、簡潔に説明しなさい。

《問題1 以上》

《次頁に続く》

【問題2】[問1] および [問2] に解答しなさい。なお、各問は独立した問題として検討しなさい。

解答は、【問題1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題2」と記入すること。

[問1] (15点)

「訴えの取下げ」と「請求の放棄」の異同を説明しなさい。

[問2] (20点)

Xは横断歩道を横断中、Yの運転する自動車と接触し、骨折等の重傷を負った。そこで、Xは、Yを被告として、不法行為に基づく損害賠償を求める訴え（以下、「本訴」という）を提起した。

本訴の訴状において、Xは、治療費300万円、逸失利益200万円、慰謝料100万円の合計600万円の損害の賠償を求めている。審理の結果、裁判所は、治療費50万円、逸失利益250万円、慰謝料200万円の合計500万円の損害の賠償を命ずる判決（以下、「本件判決」）を言い渡すことを考えている。

裁判所が本件判決をすることは適法であるか。論拠を示して説明しなさい。

《問題2 以上》

《次頁に続く》

【問題3】 次の〔問1〕および〔問2〕に解答しなさい。

解答は、**【問題1】【問題2】**を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題3」と記入すること。

〔問1〕 次の(1)および(2)に簡潔に解答しなさい。(配点各5点)

(1) 会社法が、298条以下の規定により、株主総会を招集するためには招集権者による招集の手続きを経ることが必要であるとしている趣旨を、簡潔に述べよ。

(2) 会社法157条1項の規定による決定に基づく自己の株式の取得に際し、会社法461条1項の規制はなぜあるか。

〔問2〕 (配点25点)

取締役会設置会社であるP株式会社では、A B C Dの4名の取締役が就任しているが、Dは名目的に取締役に名を連ねているに過ぎず、過去1回もP社取締役会に出席したことはなく、その他P社の業務執行に関与したこともない。

Aは2022年1月5日に、同月16日を会日とする取締役会の招集を行ったが、Dに対しては招集通知をなさなかった。

同月16日に、A B Cが出席して、P社取締役会が開催され、A及びBの賛成により、「EをP社岡山支店の支配人に選任する」旨の決議(以下、「本件決議」という)がされた。

本件決議の効力について論じなさい。なお、Dが事前・事後に本件決議につき賛同した事実はない。

《問題3 以上》

《民事法系問題 以上》

【出題意図】

民法

〔問1〕 後見開始の審判がなされた場合における規律、及び、取得時効についての理解を問うものである。

〔問2〕 保証債務の基本的な特徴である付従性についての理解を問うものである。

* 正確な規律が示され、あてはめが適切になされている答案、正確な理解が示されている答案を高い評価とする。

民事訴訟法

〔問1〕 訴訟の終結に係る訴訟行為の規律についての理解を問う問題である。

〔問2〕 損害賠償請求訴訟の訴訟物と処分権主義についての理解を問う問題である。

商法

〔問1〕 会社法の諸規定（その趣旨も含む）や最高裁判例の正確な理解を問う問題である。

〔問2〕 招集通知を欠く取締役会決議の効力を問う問題である。最判昭和44・12・2民集23巻12号2396頁の判示内容を踏まえた検討が期待される。